

議 案 書

令 和 8 年 6 月

第 2 回 臨 時 会

松 山 市

目 次

議案番号	件 名	議決結果	ページ
承認 3	松山市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を定める専決処分の承認を求めることについて		1

承認第3号

令和8年6月1日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を定める専決処分の承認を求めるところについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めらる。

(提案理由)

地方税法の一部改正に伴い、本条例の一部を専決処分により改正したので、議会に報告し、その承認を求めらるため、本案を提出する。

(参 照)

地方自治法 (抄)

(専決処分)

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。

3 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

(別 紙)

専決第 1 2 号

令和 8 年 3 月 3 1 日

松山市長 野 志 克 仁

松山市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を定める専決処分について

松山市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を定めることについて、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分する。

記

松山市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

松山市市税賦課徴収条例（昭和 2 5 年条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 2 条の 3 中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第 1 3 条中「、第 6 9 条の 5 第 1 項」を削り、同条第 2 号及び第 3 号中「第 6 9 条の 5 第 1 項の申告書、」を削る。

第 2 7 条第 3 項中「以下この項及び次項並びに」を「次項及び」に改め、「。）」の次に「（同号口に掲げるものを除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第 6 8 条第 1 項を次のように改める。

軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

第 6 8 条第 2 項を削り、同条第 3 項中「種別割」を「軽自動車税」に、「、第 1 項」を「、前項」に、「その使用者に」を「当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め、同項ただし書中「これを課さない」を「この限りでない」に改め、同項を同条第 2 項とする。

第 6 8 条の 2 第 1 項を次のように改める。

軽自動車等の売買契約において売主が当該自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

第 6 8 条の 2 第 2 項中「3 輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第 3 項及び第 4 項を削る。

第 6 9 条の 2 から第 6 9 条の 7 までを削る。

第 7 0 条（見出しを含む。）、第 7 1 条（見出しを含む。）及び第 7 1 条の 3（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第 7 3 条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第 1 項中「種別割」を「

軽自動車税」に、「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改め、同条第2項及び第3項中「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改める。

第74条の見出し、第75条（見出しを含む。）及び第76条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第77条第2項中「第68条第3項ただし書」を「第68条第2項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第7項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則第3条の6の3の前の見出し及び同条を削る。

附則第3条の6の4に見出しとして「（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）」を付し、同条第1項中「居住年が平成11年から平成18年まで又は」を「同法第41条第1項に規定する居住年が」に、「において、前条第1項の規定の適用を受けていないときは」を「には」に、「第5条の4の2第5項」を「第5条の4第5項」に改め、同条第2項中「第3条の6の4第1項」を「第3条の6の3第1項」に改め、同条を附則第3条の6の3とし、附則第3条の6の5を附則第3条の6の4とする。

附則第3条の7第1項中「第3条の6の4第1項」を「第3条の6の3第1項」に改める。

附則第3条の10中「第3条の6の4第1項」を「第3条の6の3第1項」に、「第3条の6の5」を「第3条の6の4」に改める。

附則第4条第1項中「令和9年度」を「令和12年度」に改め、同条第2項中「、附則第3条の6の4第1項及び附則第3条の6の5」を「及び附則第3条の6の4」に改め、同条第3項中「第3条の6の5」を「第3条の6の4」に改める。

附則第5条の2第3項第2号及び附則第6条第3項第2号中「、附則第3条の6の3第1項及び附則第3条の6の4第1項」を「及び附則第3条の6の3第1項」に改める。

附則第6条の2第1項及び第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に改める。

附則第7条第5項第2号、附則第7条の2第2項第2号及び附則第7条の3第2項第2号中「、附則第3条の6の3第1項及び附則第3条の6の4第1項」を「及び附則第3条の6の3第1項」に改める。

附則第7条の4第2項第2号及び第5項第2号並びに附則第7条の4の2第2項第2号及び第5項第2号中「、第3条の6の3第1項及び第3条の6の4第1項」を「及び第3条の6の3第1項」に改める。

附則第12条の2第3項中「第15条第14項」を「第15条第13項」に改め、同条

第4項中「第15条第25項第1号イ」を「第15条第24項第1号イ」に改め、同条第5項中「第15条第25項第1号ロ」を「第15条第24項第1号ロ」に改め、同条第6項中「第15条第25項第1号ハ」を「第15条第24項第1号ハ」に改め、同条第7項中「第15条第25項第1号ニ」を「第15条第24項第1号ニ」に改め、同条第8項中「第15条第25項第2号」を「第15条第24項第2号」に改め、同条第9項中「第15条第25項第3号イ」を「第15条第24項第3号イ」に改め、同条第10項中「第15条第25項第3号ロ」を「第15条第24項第3号ロ」に改め、同条第11項中「第15条第25項第3号ハ」を「第15条第24項第4号」に改め、同条第12項から第14項までを削り、同条第15項中「第15条第28項」を「第15条第27項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第16項中「第15条第37項」を「第15条第36項」に改め、同項を同条第13項とし、同条中第17項を第14項とし、第18項を第15項とする。

附則第12条の3第6項中「第12条第19項」を「第12条第20項」に改め、同条第7項第4号中「第12条第23項」を「第12条第24項」に改め、同項第6号中「第12条第24項」を「第12条第25項」に改め、同条第8項第5号及び第10項第5号中「第12条第31項」を「第12条第32項」に改め、同条第13項中「第12条第19項」を「第12条第20項」に改め、同条第14項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同項第3号中「第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂」を「第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）」に改める。

附則第14条の2から第14条の6までを削る。

附則第14条の7の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「法第444条第3項に規定する」を「道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」に、「次項から第4項まで」を「次項及び第3項」に改め、「の種別割」を削り、同条第2項中「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日まで」に改め、「の種別割」を削り、同条第3項中「法第446条第1項第3号」を「同項」に、「この項及び次項」を「この項」に、「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和8年度分」に改め、「の種別割」を削り、同条第4項を削る。

附則第15条の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「の種別割」を削り、「前条第2項から第4項まで」を「前条第2項又は第3項」に改め、同条第2項及び第3項中「の種別割」を削る。

附則第16条第3項第2号中「、附則第3条の6の3第1項及び附則第3条の6の4第1項」を「及び附則第3条の6の3第1項」に改める。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の松山市市税賦課徴収条例(次条において「新条例」という。)の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和8年法律第2号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。)附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 この条例の施行の日前の3輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(松山市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 松山市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例(平成26年条例第44号)の一部を次のように改正する。

付則第6条中「の種別割」を削る。

(専決処分理由)

地方税法の改正に伴い、軽自動車税の環境性能割の廃止等について緊急を要するので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行う。